

未熟児養育医療給付制度のご案内

令和8年7月

身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、その医療費の自己負担分を市が保護者に代わって支払う制度です。

世帯の市町村民税等の額に応じて、保護者に一部負担金がかかります。

対象者

出生時の体重が2,000g以下、又は生活力が弱く、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん（指定養育医療機関に入院している場合に限ります。）

申請方法

申請については、確認事項と説明がありますので必ず事前に御連絡くださるようお願いいたします。

次の書類を持参して、出生後2週間以内に保健センターにお越しください。なお、申請手続きに要する時間は約30分です。

なお、郵送申請も可能ですが、説明がありますので必ず事前に御連絡をくださるようお願いいたします。

 ○→市ホームページからのダウンロード可能

提出書類名等	記入者	DL	備考
★★必ずご持参いただきたい書類等			
養育医療意見書	医師	○	あらかじめ、医師に記載してもらうことが必要
市町村民税の証明書	—	—	省略できる場合もあり。詳細は裏面参照
保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認証」 「マイナポータルの健康保険情報のスクリーンショットの写し」	—	—	お子様が加入する予定のもの (いずれか一つ)
こども医療費受給資格証又は ひとり親家庭等医療費受給者証	—	—	市役所こども支援課で交付
社会保障・税番号(マイナンバー)制度における個人番号を確認できるもの(扶養義務者の分) 例:個人番号カード又は個人番号の記載がある住民票等(通知カードについては必ずお問い合わせください。)			
☆☆保健センターでも記入可能な書類			
養育医療給付申請書(裏面 同意書)	申請者	○	裏面は、市町村民税等確認についての同意書となります。
世帯調書	申請者	○	
こども医療費交付申請書又は ひとり親家庭等医療費支給申請書	申請者	○	
委任状・同意書	申請者	○	

市町村民税等の証明書について

世帯を構成している扶養義務者（父母、祖父母、兄姉等）全員の分が必要です。また、世帯以外でお子様を扶養している方も含まれます。

申請日が令和8年（2026年）7月～令和9年（2027年）6月に申請される方

- ① 令和8年1月1日現在新座市に住民登録のある方は養育医療給付申請書裏面の同意書の記載があれば、市民税の証明書（課税・非課税証明書）は不要となります。
- ② 生活保護を受けている方及び①以外の方は、以下のいずれかの書類をご用意ください。

<上記②に該当する方にご用意いただくもの>

収入（市町村民税等）状況	提出する証明書	発行先
1 生活保護を受けている方	生活保護受給者証明書	市役所 生活支援課
2 令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方	申請書裏面の同意書の内容に同意をいただくことで、市がマイナンバーを活用した前住所地の市町村民税等の確認をしますので、提出書類は不要です。	—
	申請書裏面の同意書の内容に同意をされない場合は以下の書類を必ず御提出ください。 令和8年1月1日時点で住民登録のある自治体の市町村民税等の課税証明書又は非課税証明書	左記の市区 町村役所

※申請する時期によって、次のとおり提出いただく書類が異なりますのでご注意ください。

申請時期	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合
申請書類	<u>前々年分</u> の市町村民税等を証明するもの	<u>前年分</u> の市町村民税等を証明するもの

※1 市町村民税等を課税されている方が同一世帯に二人以上（父、母、祖父母等）いる場合は、それぞれの証明書を提出してください。ただし、どなたかの証明書内に扶養として記載がある場合は、その方の証明書は不要です。

※2 各証明書については、原本を提出してください。

一部負担金とは？

世帯の市町村民税額等に応じて、決められた徴収基準月額と実際にかかった医療費と食事療養費の患者負担額を比べて、少ない方の金額が保護者の負担する一部負担金となります。

この一部負担金の全額又は一部は、新座市こども医療費支給制度又はひとり親家庭等医療費支給制度の対象となり、保護者の代わりに保健センターがこども給付課に請求することができ、実際の支払いはありません。

（ただし、加入されている医療保険から附加給付金が交付される場合には、支払いが発生します。詳細は後述しています。）

申請の際に、こども医療費交付申請書又はひとり親家庭等医療費支給申請書、委任状・同意書を併せて提出してください。

申請後について

申請が承認されると、約一週間程度で「養育医療券」が交付され、地区担当保健師が連絡の上、お届けします。(承認されなかった場合には、その旨を通知します。)

※市外で出生届を出された方は、交付まで更に数日要することがあります。

養育医療券

交付された「養育医療券」を医療機関に提出してください。

病院の窓口での支払は保険適用外(光熱費・おむつ代等)の費用のみとなります。

※「養育医療券」を病院の窓口に出す前に医療費の請求があった場合には、本制度を使う予定があることを伝えてください。

※「養育医療券」には、医師の意見書に準じた有効期間があります。1歳未満の乳児が対象ですので、最長で1歳の誕生日の前々日までとなります。ただし、養育医療は入院養育が対象ですので、退院後の通院や再入院は対象外となります。

附加給付金

加入されている医療保険により附加給付金が交付される場合があります。(附加給付金は、「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」等、各医療保険により名称が異なります。)

その附加給付金の相当額は子ども医療費又はひとり親医療費の支給対象外となりますので、附加給付金相当額を保健センターに納付していただくことになります。

その場合には、保健センターより納入通知書を発行しお知らせいたします。
(附加給付金についての詳細は、加入されている医療保険にお問い合わせください。)

変更の手続

医療機関や加入保険の変更、市内転居、市外転出、世帯構成の変更、医療券の有効期間を超えての医療の継続の場合は、届出が必要です。お早めに御連絡ください。なお、市外転出の際には、転出先市区町村での再申請が必要となります。

後日、こども支援課から送付される「こども医療費支給決定通知書」に診療月の一部負担金の額が記載されています。ご不明な点がございましたら、保健センターにお問い合わせください。

お問合せ

〒352-0011 新座市野火止2-9-37

新座市保健センター 保健指導第2係

未熟児養育医療給付制度担当

TEL 048-481-2211

FAX 048-481-2215

受付時間 9:00~16:30(平日)

※来所される前には必ずご連絡ください。

担当者が不在の場合がございます。

